

令和6年度 第9回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和6年12月11日(水) 午後4時00分			
場 所	琴浦町役場分庁舎3階 会議室			
出席委員 (13人)	1番 安谷 潔美	2番 石賀 英男	3番 村上 隆	4番 幅田 高広
	5番 丸山 環	6番 小前 茂雄	7番 久米 繁好	8番 中本 敏彦
	9番 足立 紀美世	10番 前田 正秀	11番 伊藤 英之	12番 潮 智博
	13番 福田 昌治			
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (10人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	三浦 勝美	桑本 慎吾	徳丸 理彦	入江 敏朗
	澤田 光秋	山本 智彦		
欠席推進委員 (2人)	松本 芳己	秦野 英作		
事務局	事務局長 毎田 陽子、主事 田中 登志雄			
提案議案	議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第40号 農用地利用集積計画の決定について 議案第41号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 議案第42号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について 議案第43号 令和7年農作業標準料金の決定について			
報告事項				

<p>議長  全員 議長 事務局</p>	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和6年度 第9回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p> <p>初めに農業委員会憲章の唱和を行います。 (農業委員会憲章の唱和)</p> <p>成立宣言を事務局にお願いします。</p> <p>ただ今の出席委員は13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和6年度 第9回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。なお、推進委員の欠席者は松本委員、秦野委員です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>議事録署名委員の指名ですが、8番 中本委員、10番 前田委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請についてですが、関係委員に該当する小前委員は退席をお願いします。</p> <p>(小前委員の退席を確認)</p> <p>議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>1ページをご覧ください。議案第38号 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。</p> <p>申請番号13番 農地の所在 大字赤碕 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積1,058㎡。申請地は他に3筆あり、4筆の合計面積は2,897㎡となります。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。</p> <p>本案件は、譲渡人が県外在住者であるために管理が困難な申請地を、両者の協議によって贈与することになり申請をされたもので、農地取得後は譲受人自身の耕作地と共に野菜を耕作される予定です。</p> <p>申請番号14番 農地の所在 大字美好 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積205㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p> <p>本案件は、譲受人が居住する自宅の南側に隣接している申請地を、家庭菜園として利用したいと考え譲渡人に話を持ちかけられたところ、両者の協議によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は自家用野菜を耕作される予定です。</p> <p>売買価格は、1筆全体で [REDACTED] 円、10a当りでは約 [REDACTED] 円になります。</p> <p>[REDACTED] 字山ノ前469番3、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,431㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売</p>

買になります。

本案件は、利用権設定を結び譲受人が水稻を耕作していた申請地を、両者の協議によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでと同様に水稻を耕作される予定です。

売買価格は、1筆全体で■■■■■■円、10aあたりでは約■■■■■■円になります。

申請番号16番 農地の所在 大字湯坂■■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,938㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。

本案件は、譲渡人が町外在住者であるために管理が困難な申請地を、譲受人との協議によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。

売買価格は1筆全体で■■■■■■円、10a当りでは約■■■■■■円になります。

申請番号17番 農地の所在 大字笹津■■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,760㎡。申請地は他に1筆あり、2筆の合計面積は4,932㎡となります。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。

本案件は、譲渡人が県外在住者であるために管理が困難な申請地を、譲受人との協議によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。

売買価格は2筆全体で■■■■■■円、10a当りでは約■■■■■■円になります。

以上の5件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可条件のすべてを満たしていると考えられます。以上です。

事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(質問等無し)

質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。

(挙手多数)

賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。

(小前委員の復帰を確認)

続きまして議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

3ページから9ページをご覧ください。議案第39号 農地法第5条の

議長

事務局

規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。

申請番号6番 権利種別は売買による所有権移転、農地の所在 大字八橋 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,471㎡です。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の法人で太陽光発電事業者です。施設の概要は太陽光発電設備、申請事由は「太陽光発電事業を行うため」となります。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置しており、転用に伴う農振除外手続は不要です。

転用事由の詳細について説明します。譲受人は琴浦町内で太陽光発電事業に必要な土地の提供者を募集し、電話連絡及び現地訪問を行った結果、譲渡人が所有する本件申請地を譲ってもらえることになり、事業用地に選定し転用申請をされたものです。

工事計画について説明しますので、5ページの説明図をご覧ください。申請地では太陽光パネル176枚、パワーコンディショナーほか発電に必要な施設整備を行い、申請地北側の [REDACTED] の敷地内に [REDACTED] が電柱を新たに設置して送電する計画です。太陽光発電設備の設置工事及び保守管理については、申請地東側の [REDACTED]、 [REDACTED]、 [REDACTED] の雑種地から進入して行う予定です。

工期は許可日から6ヶ月以内で、施設の操業期間は永年となっています。

資金調達計画については土地買収費が [REDACTED] 円、太陽光発電設備設置工事費が [REDACTED] 円の合計 [REDACTED] 円で、それに見合う金融機関の預金残高証明書が添付されています。なお、1㎡当たりの土地買収費は約 [REDACTED] 円になります。

被害防除計画について説明します。申請地は概ね平坦地であることから、盛土等を行わずに除草作業を行う程度で現状のまま利用する予定で、侵入防止対策として、事業用地の外周に高さ1.2mのフェンスを設置します。雨水については現在と同様に地下浸透での処理、雑草対策として年2回程度の草刈りを実施する計画となっています。なお、生活排水等の汚水が発生することはありません。

事業用地の選定につきましては、申請地を含め4箇所の土地を検討しましたが、太陽光発電事業に必要な面積や日当たり、電力ルートの確保などの条件をすべて満たす土地が本件申請地しかありませんでした。譲受人が発電所で生産した電力は、電力売買契約を締結した株式会社 [REDACTED] が全量買取を行います。株式会社 [REDACTED] は譲受人のグループ企業で、企業や個人へ売電していくこととなります。

株式会社 [REDACTED] は、 [REDACTED] 株式会社との発電設備に関する系統連系契約を令和6年8月26日に締結したため、発電

所で生産した電力を、[redacted]の設備を使って送配電することが可能となります。また、株式会社[redacted]は令和4年12月16日付で経済産業大臣からの小売電気事業者登録が完了しており、転用許可申請書には公文書の写しが添付されています。

農地区分の決定根拠についてご説明いたします。申請地は、土地改良事業が施行されておらず、ほかの農地区分に該当しない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地。許可根拠規定は「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。

申請番号7番 権利種別は売買による所有権移転、土地の所在は、大字丸尾[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,107㎡です。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の法人で、太陽光発電事業者です。申請事由は、太陽光発電事業を行うためです。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置しており、転用に伴う農振除外手続は不要です。

転用事由の詳細です。譲受人は琴浦町内で太陽光発電事業に必要な土地の売買契約をしていただけの方を募集していました。電話連絡及び現地訪問を行った結果、譲渡人の農地を譲ってもらえることになったため、申請をされたものです。

8ページをご覧ください。工事計画は、申請地に太陽光パネル176枚、パワーコンディショナーほか発電に必要な施設整備を行います。また、申請地南側の[redacted]の土地は譲渡人の所有地ですが、ここを資材置場として利用する計画です。太陽光発電設備の設置工事については、申請地東側の既存通路から進入する予定です。工期は許可日から6か月以内で、施設の操業期間は永年です。

資金調達計画は、土地買収費[redacted]円、1㎡あたりおよそ[redacted]円、太陽光発電設備設置工事費[redacted]円の合計[redacted]円に見合う金融機関の預金残高証明書が添付されています。

被害防除計画でございます。申請地は除草作業を行った後、概ね平坦地であることから現状のまま利用します。盛土は行いません。侵入防止対策として事業用地の外周に高さ1.2mのフェンスを設置します。雨水は現在と同様に地下浸透で、汚水は発生しません。また、雑草対策として年2回程度の草刈りを実施する計画です。事業用地の選定につきましては、申請地を含め4箇所の土地を検討しましたが、太陽光発電事業に必要な面積や日当たり、電力ルートの確保などの条件をすべて満たす土地が本件申請地しかありませんでした。譲受人が発電所で生産した電力は、電力売買契約を締結した株式会社[redacted]が全量買取を行います。株式会社[redacted]は譲受人のグループ企業で、企業や個人へ売電していくこととなります。

	<p>株式会社[ ]は、株式会社との発電設備に関する系統連系契約を令和6年10月9日に締結したため、発電所で生産した電力を、[ ]の設備を使って送配電することが可能となります。また、株式会社[ ]は令和4年12月16日付で経済産業大臣からの小売電気事業者登録が完了しており、転用許可申請書には公文書の写しが添付されています</p> <p>農地区分の決定根拠についてご説明いたします。申請地は、土地改良事業が施行されておらず、ほかの農地区分に該当しない小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地。許可根拠規定は「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。以上でございます。</p>
<p>議長 前田委員</p>	<p>現地確認の報告をお願いいたします。</p> <p>申請番号6番について、12月3日に入江委員、地区担当の北中委員、毎田事務局長、私の4人で現地確認を行いました。</p> <p>場所は八橋地内、[ ]の東側にあります。現地は、何も作ってありませんでした。周辺の農地は、南側の[ ]の一部で自家用野菜や花が作られているほかは、作付はしてありません。転用の場所を検討した結果、条件を満たす農地はここしかなかったということで、転用はやむを得ないと思います。雑草対策として草刈りをするのですが、適切な時期に行っていただきたいと思います。</p> <p>申請番号7番 同日、入江委員、地区担当の遠藤委員、毎田事務局長と私の4人で現地確認を行いました。</p> <p>場所は[ ]部落の海側のほうで、県道大栄赤碕線の近くにあり、東側には宿泊施設があります。北側には田んぼが2枚あり今年、水稻を作付けした跡がありました。転用の場所を検討した結果、条件を満たす農地はここしかなかったということ、北側の田んぼの所有者2名から同意書をとっておられましたので、転用はやむを得ないと思います。[ ]の田んぼは、北側の堤防道路から出入りができます。</p> <p>[ ]の田んぼは、申請地の東側に通路があり、そこを出入りしていただけます。太陽光発電施設に転用した後も通行に支障がないよう、枝や草の刈取りを定期的に行っていただきたいと感じました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明および現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(安谷委員より挙手あり)</p>
<p>安谷委員</p>	<p>申請番号7番についてですが、通路があるということですが地上に見えなくて地区外に赤線とかあるのでしょいか。</p>
<p>事務局 安谷委員</p>	<p>水路があり、税務課地籍調査係で確認済みで譲渡人の所有になります。分かりました。</p>

<p>議長</p>	<p>その他質問等ございますか。</p> <p>無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり県に進達することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第40号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員に該当の石賀委員、中本委員、桑本委員、池山委員は退席をお願いいたします。</p> <p>私も関係委員に該当するため退席しますので、議長を前田委員に交代します。</p> <p>(福田会長、石賀委員、中本委員、桑本委員、池山委員の退席を確認)</p> <p>(前田委員に議長交代)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第40号 農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>10ページをご覧ください。議案第40号 農用地利用集積計画の決定について、次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化 促進法附則第5条の規定に基づく旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、本委員会の決定を求めます。初めに賃貸借権設定の部です。</p> <p>申請番号385番 土地の所在 大字逢束[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,371㎡。利用権の種類は賃貸借権で、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の農地所有適格法人で認定農業者です。</p> <p>利用権設定の期間は、令和6年12月12日から令和11年12月11日までの5年間、10a当りの借賃は[REDACTED]円、再設定で、野菜を耕作されます。</p> <p>申請番号386番から16ページの申請番号397番までの12件については、ご覧のとおりです。</p> <p>続きまして使用貸借権設定の部です。17ページをご覧ください。</p> <p>申請番号398番 土地の所在 大字出上[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2,773㎡。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人、借受人ともに琴浦町内の個人です。利用権設定の期間は、令和6年12月12日から令和9年12月11日までの3年間、借賃は無償、新規契約で、水稻を耕作されます。</p> <p>申請番号399番から27ページの申請番号418番までの20件については、ご覧のとおりです。</p> <p>続きまして所有権移転の部です。28ページをご覧ください。</p> <p>申請番号12番 土地の所在 大字槻下[REDACTED]、登記、現</p>

<p>議長</p>	<p>況地目ともに畑、面積7,514㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人で、認定農業者です。利用目的は飼料、売買価格は1筆■■■■円、10a当りでは約■■■■円です。移転時期、引渡時期はともに令和6年12月20日となっています。</p> <p>申請番号13番 土地の所在 大字湯坂■■■■、登記、現況地目ともに田、面積2,922㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人で、認定農業者です。利用目的は飼料、売買価格は1筆で■■■■円、10a当りでは約■■■■円です。移転時期、引渡時期はともに令和6年12月20日となっています。</p> <p>29ページをご覧ください。</p> <p>申請番号14番 土地の所在 大字湯坂■■■■ 登記、現況地目ともに田、他2筆 合計面積2,999㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。利用目的は飼料、売買価格は3筆で■■■■円、10a当りでは約■■■■円です。移転時期、引渡時期はともに令和6年12月20日となっています。</p> <p>申請番号15番 土地の所在 大字別宮■■■■ 登記、現況地目ともに田、面積3,380㎡。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内の農地所有適格法人で、認定農業者です。利用目的は水稻、売買価格は1筆で■■■■円、10a当りでは約■■■■円です。移転時期、引渡時期はともに令和6年12月20日となっています。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(村上委員より挙手あり)</p>
<p>村上委員</p>	<p>申請番号388番について、貸借の終期がなぜ4月なのですか。所有権移転の部の申請番号12番について、価格が安く今後の売買に影響はないでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>1件目ですが、本件とは別の相對契約があり、契約の終期を同日にしたためです。2件目の売買価格については、所有者が県外在住で管理不能により無償でもいいとの話が当初ありましたが、交渉の結果この金額で、譲受人と合意されました。</p>
<p>村上委員</p>	<p>分かりました。</p> <p>(安谷委員より挙手あり)</p>
<p>安谷委員 事務局</p>	<p>申請番号15番の価格について高いのではないのでしょうか。</p> <p>事務局としても耕作目的の場合の売買価格の相場はお話ししましたが所有者と譲受人との合意によるものです。</p>
<p>安谷委員 議長</p>	<p>分かりました。</p> <p>その他、質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決</p>

<p>議長</p>	<p>を取りたいと思います。  (挙手多数)  賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。  (福田会長、石賀委員、中本委員、桑本委員、池山委員の復帰を確認)  (福田会長に議長交代)  続きまして議案第41号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見につきましても、私が関係委員に該当しますので議長を中本会長職務代理者に交代します。  (福田会長の退席を確認)  (中本会長職務代理者に議長を交代)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第41号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見につきまして事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>30ページをご覧ください。議案第41号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。最初に賃貸借権設定の部です。  申請番号82番 土地の所在は、大字杉下 [REDACTED] 登記簿地目、現況地目ともに畑、面積5,428㎡。利用権の種類は賃貸借権です。貸付人は琴浦町外の個人、借受人は琴浦町内の農地所有適格法人で認定農業者です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。借賃は10a当たり [REDACTED] 円、貸借の期間は令和7年2月1日から令和17年1月31日までの10年間で新規、麦を耕作されます。  申請番号83番から31ページの85番までの3件については、ご覧のとおりです。  続きまして使用貸借権設定の部です。32ページをご覧ください。  申請番号86番 土地の所在は、大字杉下 [REDACTED] 登記簿地目、現況地目ともに畑、面積2,898㎡。利用権の種類は使用貸借権です。貸付人は琴浦町外の個人、借受人は琴浦町内の農地所有適格法人で認定農業者です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。借賃は無償、貸借の期間は令和7年2月1日から令和17年1月31日までの10年間で新規、麦を耕作されます。  申請番号87番から33ページの89番までの3件については、ご覧のとおりです。  以上の農用地利用集積等促進計画案を琴浦町から農地中間管理機構に提出するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものです。以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり異存なしと決定いたします。</p> <p>(福田会長の復帰を確認)</p> <p>(福田会長に議長交代)</p>
議長	<p>議案第42号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断についてですが現地確認を行っております。石賀農地委員会会長より報告をお願いいたします。</p>
石賀委員	<p>34ページをご覧ください。農地利用状況調査に基づき、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された下記の土地について、農地法第2条第1項の適用を受けない土地であることの可否について決定を求めます。</p> <p>11月26日に、福田会長、中本職務代理、村上農地委員会副会長、事務局、担当地区の委員さんと私で、記載してある農地の現地確認を行いました。その結果、非農地と判断した農地は全部で118筆でした。現況地目を山林と判断した土地については、その多くが山間部に位置していました。雑木が生えていたり、植林してから20年以上たっていたりなど、森林のようになってしまった様子を確認しました。また、現況地目を原野と判断した土地については、耕作条件が悪い、労力不足などの理由で作付けをやめて長期間放置したため荒廃が進み、農地に復元することは困難だと感じました。以上です。</p>
事務局	<p>本議案を審議いただき決定された場合、所有者の方あてに非農地として地目変更を行ってよいか書面による意向確認を行います。異議の申し出があった場合は、地目変更は行いません。異議の申し出がなかった場合、農業委員会は琴浦町長あてに地目変更登記を行うよう文書で通知します。その際、現場の写真を添付します。</p> <p>これを受けて町長は登記所に対し、地目変更登記を行うよう要請します。登記所では確認ができた土地から順に地目変更登記を行い、町へ通知します。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(遠藤委員より挙手あり)</p>
遠藤委員	<p>さきほどの農地法第3条申請議案で審議した農地が本議案にも記載されてますが。</p>
事務局	<p>申し訳ありません重複しておりました。3条申請の方を生かすため、</p>

遠藤委員	<p>本議案から該当する農地を削除させていただきます。 分かりました。 (安谷委員より挙手あり)</p>
安谷委員	<p>農業委員会が非農地と認めたら町が地目変更しますか。また地目の認定はどうなっていますか。</p>
事務局	<p>農業委員会は琴浦町長あてに地目変更登記を行うよう文書で通知します。地目変更登記については最終的に登記所が行います。</p>
安谷委員	<p>分かりました。 (石賀委員より挙手あり)</p>
石賀委員	<p>この件について、農地にされるということで見に行きましたがブロッコリーが植えてあり、きれいに畑に再生されていましたが、その農地はどのように取り扱いますか。</p>
事務局 石賀委員 議長	<p>現地確認の上、作付けされているところは外してあります。 分かりました。 その他質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手多数)</p>
	<p>賛成多数ということですので、原案どおり決定することといたします。 続きまして議案第43号 令和7年農作業標準料金について報告をお願いします。</p>
丸山委員	<p>12月4日に開催した農政委員会において、農政委員の皆さん、各関係機関の皆さんに農作業標準料金についてご検討いただきました。 最初に事務局から、中部の各市町及び大山町における農作業標準料金の推移、鳥取県最低賃金の改定、ガソリン・軽油価格の推移の状況について説明がありました。 内容は、最低賃金が上がり、農業機械や燃料、農業生産に必要な資材価格も上がっている状況では、他の市町でも「値上げは避けられない」との見方が大勢であることから、今回10項目の作業を値上げ、その他は据え置きとすることで意見がまとまりました。 まず、一般作業労賃について、鳥取県最低賃金が今年10月5日から57円上がって957円になったことから、500円上げて7,700円としました。また、摘要欄には「非課税」の文言を追加しております。 次に、荒起こしは、500円上げて7,500円としました。プラウ耕うん、プラソイラーは、おとし値上げしたので据え置きです。肥料散布は200円上げて1,800円とし、代かきは、500円上げて7,500円です。機械あぜぬりは、10円上げて70円としました。 機械田植えは一人ではできない作業で手間もかかるため、300円上げて7,500円としました。バインダーは200円上げて8,700円です。ハーベスターは、100円上げて8,000円としました。コ</p>

事務局	<p>ンバインの結束は、1,000円上げて20,000円とし、カッターは800円上げて17,500円としました。</p> <p>もみ運搬は昨年値上げしたので据え置きとし、畔草刈りも据え置きです。最後に、稲わら代は、あくまで稲わらの料金のため据え置きとしました。</p> <p>この場で皆さんから承認をいただければ、令和7年1月1日から1年間の適用となります。</p> <p>ご審議の程、宜しく申し上げます。その他、事務局から補足があれば申し上げます。</p> <p>本日もご審議のうえ、決定された際には、来年1月に町のホームページ上で公表するとともに、町報2月号に掲載いたします。また、事務局窓口チラシを置いて、お知らせする予定です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等あれば申し上げます。(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>その他に移りたいと思います。農家相談の報告についてですが、12月3日に前田委員、入江委員に対応して頂きました。農家相談の報告をお願いいたします。</p>
前田委員 議長	<p>(農家相談1件報告)</p> <p>今、相続される方が町外ですと、安くてもいいからで売ってくれという話が多く、また不便な所は買い手も無く大変な事になっております。</p> <p>現在、各地区で地域計画策定に向けた話し合いを進めておりますが、ある地区で若い新規就農者の方が参加され意見を言っておられました。農地の近くに住居を構えたいとの話がありました。新規就農対策を担当する農林水産課、空き家対策を担当する建設住宅課が関係しますので今後、情報交換していかなければと思いましたが、それと空きハウス、空き家等の情報がありましたら、事務局又は農林水産課の方に連絡して頂きたい思います。琴浦町の方でミニトマト、梨など新規就農の募集をしておりますが、新規就農者向けの空きビニールハウスや空き家の情報が少なく探すのが困難であると聞いております。推進委員のみなさんは地域の事を一番よく知っておられますので普段から活動の一環としてお願いしたいと思います。以上です</p> <p>皆さんの方で何か質問等あればお願いいたします。(質問等無し)</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして令和6年度 第9回琴浦町農業委</p>

員会総会を終了します。

